

**令和7年度 こども家庭科学研究費補助金  
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)**

**知的障害・発達障害児とその家族の  
QOLを維持する支援体制整備に向けた研究**

**研究の方向性と全国取り組み事例の収集**

**報告 志賀 利一 (橋本班事務局)**

# 研究事業の目的と背景

## 1. 本研究事業が目指すこと（令和6年度～令和8年度）

- 知的障害・発達障害児が青年期以降のQOLを維持する要因を明らかにし、自治体の地域特性を踏まえた支援の適切なタイミングや内容を明らかにする
- 市区町村が、知的障害・発達障害児とその家族に対する、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制を構築するためのスタートアップマニュアル（ガイドライン）を作成し研究会を実施する（オンライン）

## 2. 背景

- 発達障害者支援法が施行された平成7年以降、発達障害児者やその家族への様々な支援施策が誕生しており、平成24年の児童福祉法改正以降、発達支援のニーズが急激に高まってきている（従来の障害児・発達支援施策だけでは収まらないニーズが想定される）。障害児福祉計画等による地方自治体の数値目標とその管理だけでなく、そのサービス内容や成果についてどのように評価するかが新たな課題になっている
- 同時に、障害者の権利の向上と同時に障害者が自らの意思に基づきあらゆる選択・決定を行う権利が広く認められ、発達障害者支援においてもQOL、ウェルビーイング、幸福感といった指標が、より一層重視されてきている
- 市区町村をはじめとした地方自治体の体制整備において、Q-SACCS等のツールが浸透し始めており、またICF情報把握・共有システムを活用した支援方法の開発も進められている。障害児支援に限定しない体制整備のガイドラインの作成が求められている

# オンライン勉強会の開催（令和7年6月から月1回ペース）

## 1. 開催の趣旨

- 各研究者（研究協力者、オブザーバー）からの紹介を中心に、全国の市区町村・都道府県で発達障害児者支援ならびにその支援体制整備に関与している自治体担当者ならびに事業運営者等がそれぞれの地域の事例を報告する勉強会
- 平均30名程度の参加者、月1回のオンライン勉強会で各地域の事例紹介

## 2. 令和7年度の勉強会の概要

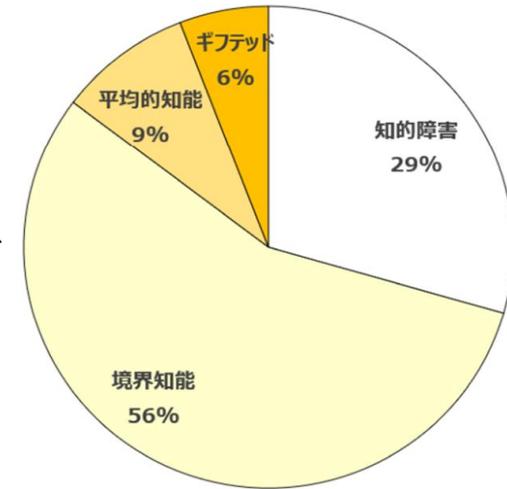
- 第1回（6月26日：38カウント参加） 報告者：河合さん、宇山さん、他  
ライフステージ類型、児童支援法と発達障害者支援法の改正、参加者から
- 第2回（7月24日：27カウント参加） 報告者：関谷さん  
児発・放デイの事業所立ち上げから4年の経過と地域課題
- 第3回（8月28日：26カウント参加） 報告者：池奥さん、岩城さん  
市が直営で長年専門的療育を提供してきた中核市の新たな取組
- 第4回（9月25日：28カウント参加） 報告者：金本さん  
大阪市発達障がい児専門療育事業の取組
- 第5回（10月23日：26カウント参加） 報告者：一色さん  
福祉サービス提供に留まらず、地域全体を巻き込んだ多角的事業に向け
- 第6回（11月27日：27カウント参加） 報告者：法安さん、信原さん、他  
個別の支援事例から学ぶ地域の特徴と課題①
- 第7回（12月25日：21カウント参加） 報告者：宍倉さん、今本さん  
個別の支援事例から学ぶ地域の特徴と課題②（強度行動障害に特化して）

# 第1回：参加者の問題意識（主なキーワード）

- 育ちと環境とのミスマッチにより生まれている発達障害児が増えている（診断未済）。子ども・家庭の全体をコーディネートできる相談員が求められる
- 子どもの「発達」と同時に親の就業継続の保障のバランスが求められている（親の発達課題の気づきが遅れる、親のメンタルヘルスの問題等も）
- こども家庭センターが設置されてきているが、発達障害児支援の担当窓口が不明瞭になっている
- 小規模な市町等の医療・保健師・その他専門家不足を補う仕組みの検討
- 5歳児検診を発達支援にどのように値付けるか課題になっている
- 国・地方自治体が期待する児童発達支援センター機能（中核等）と実際の運営とが噛み合わない
- 保育園・幼稚園にいわゆる「特別支援学級」に類似した仕組みができないか
- アセスメントの基礎知識や理解が不足しているが人材確保の難しさがより切実
- 合理的配慮がないままインクルーシブな環境の利用が進み、適切な支援が受けられていない事例が多い
- インクルーシブ教育の具体的な内容について詳細に議論することが難しい
- 特別支援教育の環境整備が整うことで支援学級の児童・生徒数は増え続けている
- 中学校で教室以外の別室が用意されはじめており「ちょっとした休息」「先生と相談」「生徒同士の話し合い」がしやすくなってきた
- 報酬改定により放課後等デイサービスの運営時間が大きく変わり長期休みに向け保護者が混乱している
- 強度行動障害のある児童に対する支援力向上と地域で支える方針は、本人にどのような影響を与えたか
- 文科省で強度行動障害の実態調査が公表され、教育現場も連携がとりやすくなる
- 知的障害を併存しない発達障害児が「青年期になってから大変」と言われるがその実態と必要な支援を整理する必要あり

## 第2回：栃木市の民間事業所の取り組み（児発・放デイ他）

- 平成の大合併で人口8万人から15万人に増え、南北の距離が離れた市となった栃木市において児発8人、放デイ34人在籍の設立4年目の小規模事業所からの報告
- 放デイ在籍児の通学先は、通常級11人、特別支援学級19人、特別支援学校4人（知的能力推計は右図）
- 事業の方向性：①ライフスキルトレーニング重視、②地域での協力者を作る、③事業所内での支援のゴールを設定、④関係する機関は応援団の一員



### 《地域課題の取組に何ができそうか？》

- 早期発見から療育：アセスメントで現在の状態、療育の効果の可能性、どのタイミングが良いか相談ができる体制ができないか？
- 就学時の引き継ぎ：毎年1月に学校と保護者の相談から加わり、継続的に情報共有を行う。放デイ等利用しない子も増え、事後のフォローの課題
- 中高生以上の居場所：地域活動支援センター（Ⅱ型）の運営ができないか？

### 《支援体制上の問題点》

- 関係機関連携：最近、児発センターやこども家庭センターが設置されたが・・・
- ニーズが不明瞭な利用：医療機関の意見書を持ってくるとニーズが不明瞭でも定員枠が空いていると受け入れなくてはいけない（早期に通わなくなる）
- 自立支援協議会と児童：子どもの問題について協議する場が存在しない

# 補足：児童発達支援センターの設置状況資料（こども家庭庁）

児童発達支援センターは「中核拠点型」と「面的整備型（3パターンあり）」による整備を求める

## 5. 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

### ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

#### 【基本指針の目標（第2期計画）】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

項目	項目	第2期障害児福祉計画			目標
		R3実績	R4実績	R5実績	
児童発達支援センターの設置	市町村	384(22.1%)	428(24.6%)	460(26.4%)	各市町村又は 圏域に1カ所以上の 設置
	圏域	343(19.7%)	331(19.0%)	336(19.3%)	
	合計	727(41.8%)	759(43.6%)	796(45.7%)	
保育所等訪問支援体制の構築	市町村	648(37.2%)	682(39.2%)	764(43.9%)	全ての市町村又は 圏域で実施
	圏域	333(19.1%)	328(18.8%)	297(17.1%)	
	合計	981(56.3%)	1010(58.0%)	1061(60.9%)	
対象市区町村数		1741	1741	1741	

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実を目標としている。
- 第2期計画期間において、児童発達支援センターを設置している自治体の割合は微増で推移しており、45%程度となっている。
- 第2期計画期間において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築している自治体の割合は微増で推移しており、60%程度となっている。

児童発達支援センターに求められている4つの中核機能：①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

# 第3回：豊中市の取組（専門的療育の歴史のある中核市の今）

## 《市の取り組み》

- 市直営の知的・肢体の通園施設運営の長い歴史のある人口40万人の中核市（近く児相運営）である豊中市が、4年前児童発達支援センター（官民一体事業）に移行した経過と事業内容の報告。平成28年に「基本的考え方」（保護者に子どもの特性理解をすすめるプログラムを市が推進）、平成29年に「基本構想」がまとまり、現在の体制に変化する
- 市直営として、相談支援（セルフプラン52%）、障害児等療育支援、保育所等訪問支援、保護者支援講座、発達支援親子教室、巡回訪問、障害児通所事業所コンサル、ことばと身体の相談、発達支援相談回、医療的ケア児訪問保育の11事業を実施
- 課題として「強度行動障害支援（受入れ事業所不足）」「医療的ケア児支援（特定の訪看に集中）」「5歳児検診の施行のあり方（巡回訪問+未就園児対応?）」が  
《委託事業の取組》

- 通園部門では、くるみ（0～5歳児の肢体不自由児）、どれみ（2歳児親子通所）、あゆみ（3～5歳児の単独通所）、りーふ（1～5歳児一時預かり）カラフル（3～5歳児の小集団1時間/小学1・2年生の小集団1時間）、hoop（16～18歳対象）の6つの事業。大阪府自閉症・発達障害療育事業のエッセンスを引き継ぎ、お子さまのことを知る「わが子に合った子育ての工夫を見つける」を方針とする
- 課題として、「親子通所につながりにくいケースへの支援」「フォロー終了後のフォロー」「人材育成（幅広い事業所・成人期を見据えて）」

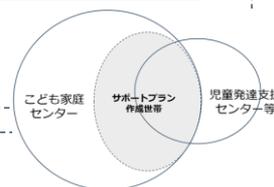
# 補足：こども家庭センターのサポートプラン（こども家庭庁）

こども家庭センターとは、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、「ポピュレーションアプローチ（すべての子育て世帯を対象）」と「ハイリスクアプローチ（リスク軽減や二次予防）」を両輪として、切れ目なく、もれなく対応することを目的としています。こども家庭センターは、児童福祉法改正により令和6年度から市区町村の設置努力を求められており、令和7年5月時点で設置済みが1,415カ所、81.3%であり、町村を除くと90%以上が整備済みです。ただし、児童発達支援センターとの役割分担等については、市町村の実態に合わせて・・・といったところです。

## 【こども家庭センター側から：障害児支援との連携】

障害児（診断は受けていないものの発達の特性を踏まえた支援が必要なこどもも含む）やその家庭への支援の検討にあたっては、こども家庭センターは児童発達支援センターや障害児相談支援事業所等の事業者や、障害福祉部局とサポートプランの作成について必要な連携を図るとともに、必要に応じて個別ケース検討会議等の場にも参加を依頼し、障害児支援関係のサービス等を含めた必要な支援が十分提供されるよう留意する。また、**サポートプランの作成対象者がすでに障害児支援利用計画の対象児である場合は、当該利用計画を作成する障害児相談支援事業所と積極的に情報共有を行うことが重要である。**

（こども家庭センターガイドラインのポイント p8より抜粋）



## 【児童発達支援センター側から：こども家庭センターや児童相談所との連携】

- 特に支援を要する家庭（不適切な養育や虐待の疑い等）のこどもに対して支援を行うに当たっては、日頃から、・・・障害福祉施策、母子保健施策、子ども・子育て支援施策、社会的養護施策等の関係機関と連携し、課題に対応していく視点が必要である。
- 虐待が疑われる場合には、速やかに事業所等内で情報共有を行うとともに、市町村が設置する・・・こども家庭センターによる支援が必要な場合や既に支援が行われている場合には、こどもや家族への支援が切れ目なく包括的に行われるよう、こども家庭センターと連携を図っていくことが必要である。
- 事業所等を利用するこどものきょうだいが、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている状況にあるなど、・・・こども家庭センターをはじめとした関係機関と連携して、その家庭が必要とする支援につなげていくことが重要である。・・・

（児童発達支援ガイドライン：令和6年7月版 p39-40より抜粋）

## 第4回：大阪市発達障がい児専門療育療育事業

### 《大阪市発達障がい児専門療育事業》

- 大阪市において平成27年度より実施している専門療育支援事業（大阪府で平成17年より発達障がい療育等支援事業がモデル）を中心に、令和4年より「じらふ長居」が実施しているプログラムの詳細の報告。委託事業以外に、専門療育修了児フォローや専門療育対象外の児童対象のプログラムを児発・放デイとして実施
- 専門療育事業の目的は「発達障がいのあるこどもがその家族とともに、地域社会の一員として自尊心を持って自分らしく自立した生活を送ることができる」であり、市内6カ所（280人定員／令和4年度226人利用）で大阪市在住の就学前・小学校低学年を対象に実施している（厳密な地域割は存在しない）
- 専門療育は、1時間単位で年間20回（上半期個別／下半期小集団）のプログラムで独自の発達記録チャート（視覚操作、言語、記銘、文字、数、運動×年代5段階各2～3分割）を活用し認知言語促進（NC）プログラムを中心に、保護者と共有しながら実施している
- アセスメントに基づき環境調整を行った個別・小集団の療育環境、PECS等を活用など行っており、場合によっては保育所等との連携も行っている。また家庭訪問、LINEを活用した相談・情報収集など独自の取組

### 《専門療育の取組》

- コロナ禍で利用申し込みが減少し、今年初めてキャンセル待ちとなってきたが、他の専門療育事業では定員割れも存在している（近隣の事業所利用が増えている？／シングル・共働き世帯の利用が難しい？）。事業スタート時期と時代が大きく変化

# 第5回：別府市で障害福祉の枠を超えた多角的な事業の実践

## 《設立経過と事業について》

- 設立者の一色さんが、児童障害児施設等での経験から、障害のあるなしの「境界域」の子どもたちへのサポートが不足している問題に直面し、令和元年に一般社団法人結色を設立し、「地域に深く根付き、障害の有無、年齢、家庭環境に関わらず」一人ひとり個性と尊厳を大切に、「限りある人生の時間を豊かにする」ことを目的に別府市南部地域で事業展開している
- 結色では、未就学児から就労までの「経験」「練習」の機会提供を重視し、自己選択・自己決定を促し、さらに責任感と社会性を育む「伴走支援」を重視している
- インクルーシブ学童ゆめのぼとして、「食事提供と生活支援」「夢叶え企画」「早期発達支援・機能訓練」「命ガラスプロジェクト」を実施しており、現在保育園と児童発達支援センターを併設した複合施設「インクルーシブ保育」の開設準備を行っている
- 事業の財政基盤は、発達支援に代表する障害児支援事業だけでなく、市の補助金を受けて食事提供を始めたことから、公的な補助とその後の独自運営のあり方を模索している
- 事業創設者は障害児福祉療育の経験が長いですが、結色の事業は包括的かつ柔軟な子育て支援事業であり、「人間力」の尊重と共に成長することを目指した、持続可能な支援の提供を目指している
- 地域に根ざしたインクルーシブな支援を独立した組織で運営しているモデルは非常に稀であり、今後の運営のあり方に期待できる

## 第6回：個別の支援事例から学ぶ地域の特徴と課題①

《事業や市町村の仕組みではなく個別の事例に地域でどのように・・・》

- 事例1：小学校高学年女子（ADHD/ASD傾向・心疾患）、特別支援学級在籍だが実際は通常学級の授業がほとんどで学習についていけず（保護者のサポートブックに記載された配慮は学校で実施できず）・・・制度と現場のギャップ、教員不足と合理的配慮に理解不足
- 事例2：小学校高学年男子（ASD/標準知能）、通常学級在籍し放デイ週5日利用。サッカーチームに所属しておりレギュラー目指しており放デイ利用がデメリット表面化するが家族は決断できず・・・家族と支援者とのギャップ、本人のニーズと家族の希望との調整の困難さ（保護者の特性の課題の場合も）
- 事例3：中学3年生女子（ASD）、要支援家族で不安が強く、一時保護、放デイ、短期入所活用。児相中心の支援方針（本人の意向重視）で義務教育後の進路の決定が難しい。地域の様々な機関連携だが方針が定まらない・・・児相と市の福祉支援とのギャップ、進路に関しての選択肢についての知識やその生活のイメージならびに子どもの意思と最善の利益のバランス
- 事例4：特別支援学校中学部男子（ASD/療育A手帳）、早期から行動障害が顕著で地域連携支援チーム設置し対応。教育、福祉との連携により3ヶ月ペースの会議を開催し改善に向かう。しかし短期入所受入れ先がなく、家族のレスパイト課題・・・強度行動障害のチーム支援の成功事例ではあるが、短期入所等の受入れ事業所不足が課題に

## 第7回：個別の支援事例から学ぶ地域の特徴と課題②

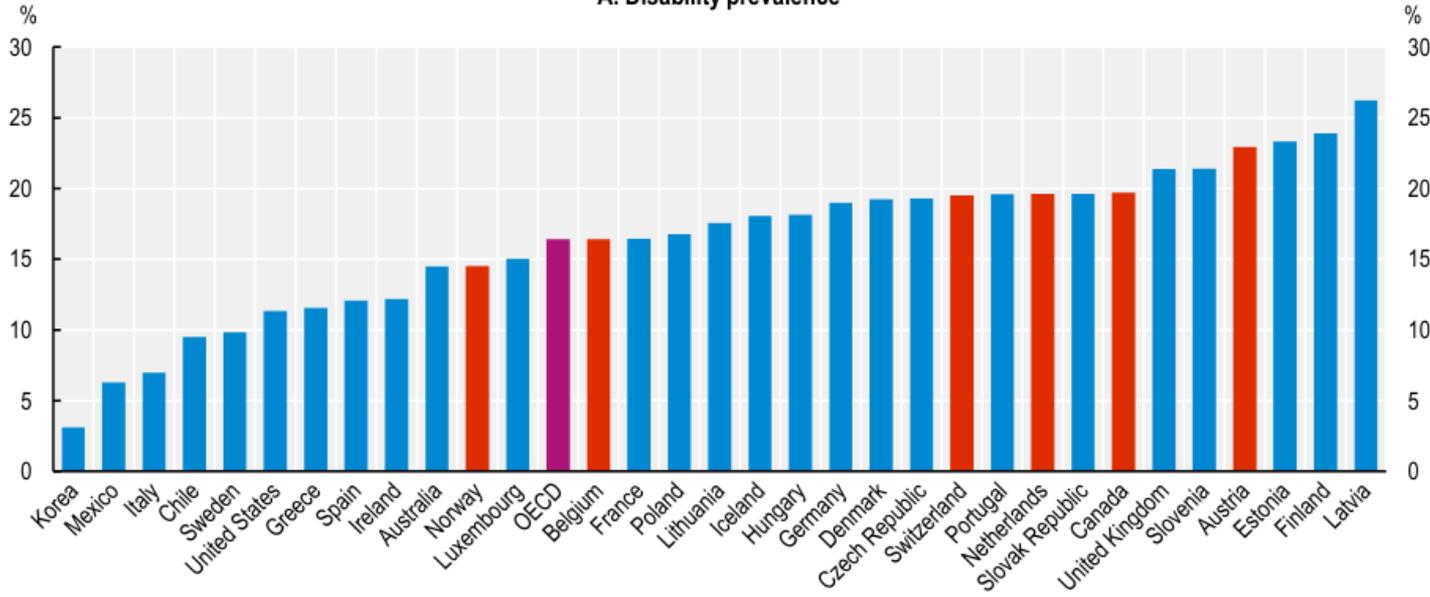
《事業や市町村の仕組みではなく個別の事例に地域でどのように・・・》

- 事例5：現在30歳中頃の男性の幼児期からの利用した社会資源とその影響について。地域療育センター（児発センター）の利用後、特別支援学級・特別支援学校：自閉症支援を学んだ教師在籍との巡り合い、合宿による生活上の課題を教師と家庭で共有できある、自閉症専門家の療育プログラム：視覚的な模倣・空間認知はおとなになっても有用、水泳教室：近隣の教室に比較的長期間通っていた、リトミック：親が先生を探し、市の補助を受け活動場所を確保し実施、フィットネス：市の障害者のためのスポーツ文化施設を活用、親子の楽しみ会：ラフティング、カヌー、スキー等ボランティアの協力で実現
- 現在のような放デイはなかったが、ボランティア協力とガイドヘルパーを活用して様々な活動ができたと振り返る。障害についての理解のある専門家との出会いも多く、比較的安定した生活を送っていた。しかし、成人後の通所施設で職員の異動等で対応が変わることで通所困難、様々な行動障害が表面化した
- 事例6：現在20歳中頃の男性。小学校中学年で不登校になり、その後生活訓練・生活介護を試みるが適応できず、母親に対する攻撃行動が顕著になり、二世帯住宅で父親とヘルパーで24時間体制の支援を実施している
- 早期から自傷・他害が多く、母親とは一定の距離を保つ対応を行った（父親の負担増／ヘルパー利用もプライバシー確保が難しい）。地域で支える支援者の異動等で不安定化が増すこともあり、緊急時の受け入れ先不足等の課題が表面化する
- 鳥取県の現状：教育との連携を前提に調査を実施したが、強度行動障害のイメージの共有が難しい、放デイ等の受け入れ先不足など課題が浮き彫りに

People with disability as a share of the population aged 15-69, selected OECD countries, average over 2016-19

OECDが定期的に報告している『Disability, Work and Inclusion : MAINSTREAMING IN ALL POLICIES AND PRACTICES』より

A. Disability prevalence



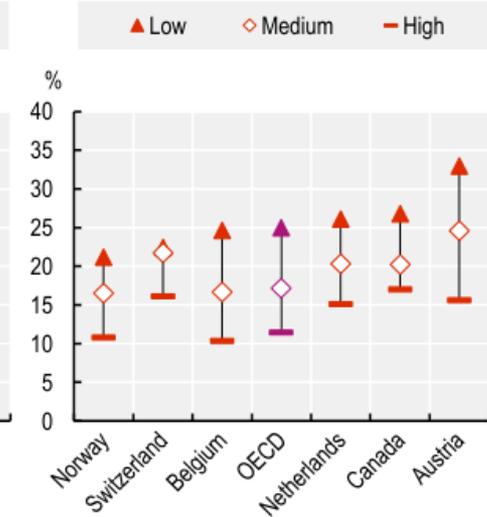
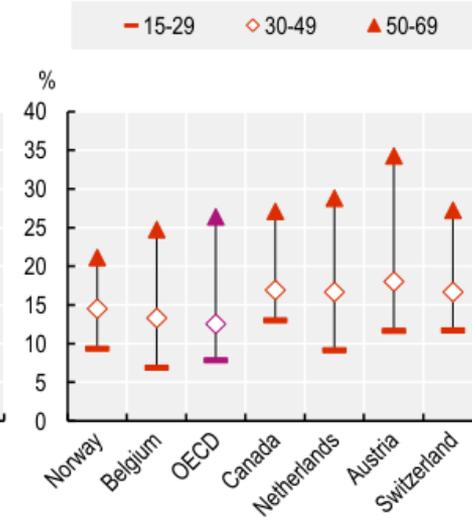
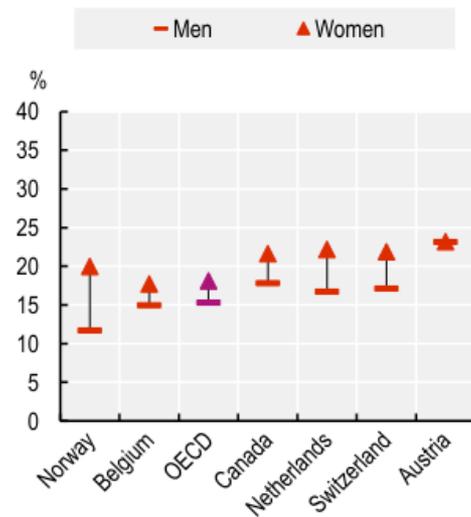
%  
30  
25  
20  
15  
10  
5  
0

日本のデータは存在しないが、令和5年3月末の「福祉行政報告例」「衛生行政報告例」と「生活のしづらさ調査」の結果から志賀が勝手に（かなりいい加減に）推測した数字では、身体・知的・精神の3障害合計で約350万人で、同年代人口の4.7%程度です。また、障害者手帳所持者に限ると、人数はもっと少なくなります。推測ももう少しましになります。

B. By gender, 2019

C. By age, 2019

D. By level of education, 2019



（障害者手帳所持者）  
身体障害：119.3万人  
知的障害：69.5万人  
精神障害：78.2万人  
合計：267万人  
同年代の3.63%

ちなみに、2008年の社会保障研究で勝俣幸子先生が同様にOECDデータと比較するために日本の稼働人口に占める障害者割合は4.4%と算出していました。

障害者の定義は国の医療・福祉・労働の制度により様々である！

# 幸福・ウェルビーイング・QOL

《幸福論の整理（2年前の内容／Parfitの分類から）》

- 快樂説：「快樂の多さ／苦痛の少なさ」によってのみ決まるとする立場。何が善い人生かは、その人がどれだけ心地よく感じ、どれだけ苦しまずに済んだかで評価される。快樂の質や量をどう測るか、道徳的に卑しい快樂も同じく価値があるのか、といった問題を抱える。（政策的には）国民の快樂や満足感を最大化し、苦痛を最小化することを最重要目標とする。医療・福祉の充実による痛みや不安の削減、労働時間短縮と余暇拡充、レジャー・文化産業への投資、メンタルヘルス対策など「主観的幸福度」と経済成長も「人々の快い体験を増やすか」で評価
- 欲求実現説：その人の欲求や願望がどの程度かなえられているかで決まるとする立場。本人が望むことが実現すれば、その内容が快か不快かを問わず幸福が増す。情報不足や誤解に基づく欲求、将来必ず後悔する欲求なども同じ価値をもつのが問題になる。（政策的には）国民の多様な欲求・人生計画が実現される社会を目指す。教育や職業選択の自由拡大、起業支援やリスキリング、ライフスタイルの選択肢の確保など、「やりたいことを選んで実現できる条件」を整える
- 客観的リスト説：快や欲求充足に還元できない「客観的に価値ある諸要素」をどれだけ実現しているかとする立場。例えば、親密な人間関係、知識、善行、美的体験、自己実現などが挙げられる。客観的価値を誰が・どう決めるのか、本人が望まない善も幸福と言えるのが争点となる。（政策的には）人々が「客観的に望ましい善」を享受できる社会づくりを掲げる。基礎教育・高等教育への投資、芸術・文化・スポーツ支援、市民参加やボランティア促進、家族・コミュニティ支援などを通じて、単なる欲望充足ではなく「豊かな人格形成」「意味ある人生」を目標と